

応急仮設住宅を出た後の生活を考えよう

我が家のくらし再建プランのしおり



岩 手 県

令和2年度

※平成31年2月現在からの変更箇所を赤字にしています。

冊子の活用方法について

この冊子は、応急仮設住宅にお住まいの方が、今後の生活・住まいを検討する際に活用していただくため作成したものです。

災害公営住宅への入居や、家の建築購入、民間賃貸アパートへの入居をお考えの方が、それぞれの再建方法に応じてどのような支援・補助を受けることができるのか分かるような構成としていますので、検討する際にお役立てください。

なお、掲載している支援制度以外にも、各市町村では独自に支援制度を設けている場合もありますので、巻末（P.33～P.36）の市町村の相談窓口にお気軽にお問い合わせください。

また、「今後の住まいのことでどこに相談したらいいかわからない」という方は、被災者相談支援センター又は、いわて内陸避難者支援センターにお問い合わせください（P.5～P.6）。

1 応急仮設住宅について

P.3～P.4

- ・ 応急仮設住宅の供与期間
- ・ 応急仮設住宅（プレハブ型）退去の手続
- ・ みなし仮設住宅（民間賃貸住宅）退去の手続
- ・ 新しい住居への転居後の相談

2 生活再建なんでも相談

P.5～P.6

- ・ 新しい住まいに移る方は、一度相談することをお勧めします

3 ファイナンシャル・プランニング

P.7

- ・ FP（ファイナンシャル・プランナー）とは
- ・ FP相談

4 これからの生活確認シート

P.9~P.10

- これから生活に役立つ補助金
- 現在の費用・今後の費用
- 建築購入費用

5 災害公営住宅へのお住まいをお考えの方

P.11~P.16

- 被災者生活再建支援金【基礎支援金】
- 災害公営住宅への入居
- 災害公営住宅の入居基準等

6 家の建築購入をお考えの方

P.17~P.26

- 被災者生活再建支援金【加算支援金】
- 生活再建住宅支援事業（利子補給・バリアフリー対応・県産材の使用・宅地復旧）
- 被災者住宅再建支援事業
- 住まいの復興給付金制度

7 民間賃貸アパートへのお住まいをお考えの方

P.27~P.28

- 被災者生活再建支援金【加算支援金】

8 お金を借りる場合

P.29~P.30

- 災害復興住宅融資
- 災害援護資金

9 生活設計スケジュール

P.31~P.32

窓口相談・連絡先一覧

P.33~P.38

- 住宅再建のための市町村窓口相談
- 関係連絡先一覧（県の機関・市町村・社会福祉協議会）

1 応急仮設住宅について

応急仮設住宅の供与期間

- 被災時に次の市町に居住していた方で特定の事情のある方に限り延長（特定延長・宮古市は再延長）（災害公営住宅や宅地整備の関係上、やむを得ず住宅を確保できない方に限ります。）

山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
宮古市（再延長）

- ※ 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）の供用期間は、原則2年間とされているところ、必要な場合について1年ごとに、国の同意を得ながら延長しています。
- ※ 特定延長の具体的な手続きについては、被災元市町村から送付された特定延長に関する案内をご確認ください。
 なお、特定延長の手続きについて不明な点がある場合は、被災元市町村へおたずねください。
 また、岩手県内陸及び県外へ避難されているみなし仮設住宅入居者の方については、「いわて内陸避難者支援センター」(P.6)でも手続きの支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

応急仮設住宅(プレハブ型)退去の手続

応急仮設住宅（プレハブ型）退去の手続、退去後の公共料金等の手続等の御相談は、各市町村にお問い合わせください。

お問合せ先：各市町村担当課

宮古市	建築住宅課	0193-68-9107
山田町	建築住宅課	0193-82-3111(344)
大槌町	コミュニティ総合支援室	0193-42-8718
釜石市	生活支援室	0193-22-8253
大船渡市	住宅公園課	0192-27-3111(329)
陸前高田市	建設課	0192-54-2111(402、403)

みなし仮設住宅(民間賃貸住宅)退去の手続

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅(みなし仮設住宅)を退去するときは、県に「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅退去申出書」を提出してください。

※ 「民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅退去申出書」は、岩手県のホームページからもダウンロードできます。

● 岩手県ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/>

民間賃貸

で検索

※ 原則として、退去予定日の40日前までに届出が必要になります。40日前を過ぎた場合は、まずは電話で連絡してください。

お問合せ先

岩手県復興局生活再建課被災者支援担当

019-629-6917

新しい住居への転居後の相談

各市町村の社会福祉協議会では、生活支援相談員が、被災者の支援を行っています。

新しい住まいに入居した後、生活における不安や悩みごとなどがありましたら、お住まいの市町村の生活支援相談員にお気軽に御相談ください。

お問い合わせ：各市町村社会福祉協議会 (P.38)

2 生活再建なんでも相談

新しい住まいに移る方は、
一度相談することをお勧めします。

これから応急仮設住宅・みなし仮設住宅を退去し、新しい住まいを検討していく上で、どのような手続があるのか、まず初めに何をすればよいかなどお悩みになるかと思えます。

沿岸4地区の被災者相談支援センターやいわて内陸避難者支援センターでは、相談員が様々な相談・問合せに対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

【沿岸地域にお住まいの方】

相談時間：午前9時～午後5時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

久慈地区被災者 相談支援センター	県久慈地区合同庁舎3階 0194-53-4981（経営企画部内） ※相談時間は午前10時から午後3時まで
宮古地区被災者 相談支援センター	県宮古地区合同庁舎1階 0120-935-750（通話料無料）

釜石地区被災者 相談支援センター	釜石市役所第5庁舎1階 0120-836-730（通話料無料）
大船渡地区被災者 相談支援センター	県大船渡地区合同庁舎1階 0120-937-700（通話料無料）

● 専門家相談

弁護士、司法書士、ファイナンシャル・プランナーなどによる専門家相談も行っています。

日時：午前10時～午後3時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）
 ※ 専門家相談のスケジュールは、各センターにお問い合わせください。
 ※ 専任のファイナンシャル・プランナー（被災者生活設計アドバイザー）による生活資金全般の相談も随時行っています。詳しくは各センターにお問い合わせください。

【内陸・県外にお住まいの方】

相談時間：午前9時～午後5時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

いわて内陸避難者 支援センター ～住まいの安心 相談室～	盛岡市材木町3-5 019-601-7640
---------------------------------------	---------------------------

※ 転居・移転に関する契約手続の代行や保証、引越し作業を行う機関ではありませんので、御了承ください。

3 ファイナンシャル・プランニング

FP(ファイナンシャル・プランナー)とは

ファイナンシャル・プランナーは「家計のホームドクター®」とも呼ばれ、家族状況、収入と支出の内容、資産、負債、保険などについてお聞きしながら、今後の生活設計について一緒に考え、様々なアドバイスを行う専門家です。

FP相談とは

今後の生活・住まいを検討するためには、住まいを決定する前に、基本生活費、車両費、教育費、保険料などさまざまな費用を考えた上で住宅に充てることのできる費用を検討するなど、今後の計画をしっかりと設計することが大切です。

生活設計(ファイナンシャル・プランニング)には、専門家(ファイナンシャル・プランナー)のアドバイスを受けましょう。相談先については、「生活再建なんでも相談」(P.5~P.6)、「住宅再建のための市町村窓口相談」(P.33~P.36)を御覧ください。



4 これからの生活確認シート

補助金は、条件によって支給額が変わってくる場合があります。

また、市町村ごとに補助制度の対象となる方や支給方法等が異なる場合がありますので、詳細については、住宅が所在する市町村にお問い合わせください。

なお、このシートは県・市町村や相談員に御相談の上作成されることをお勧めします。

該当箇所に○をしてください

り災結果	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	解体証明
					有 ・ 無
再建場所	被災元市町村			被災元以外市町村	

これから生活に役立つ補助金

項目	給付額	問合せ先
被災者生活再建支援金 【加算支援金】	円	被災した市町村
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

生活再建に当たり、家計がどのように推移するかをシミュレーションしてみましょう。記入できたら専門家（FP）に相談することをお勧めします。

●年収（一緒に住む家族の合計）

 円

●貯蓄

 円

●現在の費用

支出項目	内容	支出
基本生活費		円
車両費		円
教育費		円
保険料		円
その他		円
合計		円

基本生活費：食費・光熱費・通信費など／車両費：自動車税・車検・ガソリン費など／教育費：学費・習い事など／保険料：生命保険・学資保険など／その他の支出：レジャー・交際費・冠婚葬祭費など

●今後の費用

支出項目	内容（希望）	支出予定
基本生活費		円
車両費		円
教育費		円
保険料		円
その他		円
合計		円

基本生活費：家賃・共益費・食費・光熱費・通信費など／車両費：自動車税・車検・ガソリン費など／教育費：学費・習い事など／保険料：生命保険・学資保険など／その他の支出：レジャー・交際費・冠婚葬祭費など

●建築購入費用

支出項目	予定
土地代	円
住宅費	円
設備費	円
その他	円
合計	円

5 災害公営住宅へのお住まいをお考えの方

検討

申請

生活再建なんでも相談 P.5~P.6

被災者生活再建支援金
【基礎支援金】 P.13

全 解 長 大 県外

住宅の被害程度に応じて支給
支給時期: 申請後

仮申請

災害公営住宅に入居を希望する
旨を県・市町村に伝える

県営住宅は岩手県建築住宅センターへ

市町村営住宅はそれぞれの市町村の窓口へ

申請

災害公営住宅の完成が近づくと、
仮申請を行った方を対象に本申込みが開始

県営住宅は岩手県建築住宅センターへ

市町村営住宅はそれぞれの市町村の窓口へ

災害公営住宅入居条件

県及び市町村では、震災により住宅を失い自力での住宅再建が難しい方で、現に住宅に困窮している方を対象に、災害公営住宅を建設しています。

● 建設場所、建設戸数、入居開始時期

岩手県のホームページより確認いただけます。

<https://www.pref.iwate.jp/> 「災害公営住宅」で検索

お問合せ先

県営災害公営住宅：(一財)岩手県建築住宅センター

0120-208-201(通話料無料)・019-623-4414

市町村営住宅：各市町村住宅担当課 (P.38)

り災判定区分

- 全** 全壊(残存) **大** 大規模半壊 **半** 半壊 **損** 一部損壊
解 全壊(滅失)・解体・居住不能(宅地被害) **長** 長期避難
県外 県外で被災し、岩手県内にお住まい予定の方

R2.4月現在

抽選

生活

抽選

希望者が多数の場合、抽選を行い入居が決定

当選した方は、手続きを行い入居準備

応急・みなし仮設住宅の
退去手続
P.4

引越し費用補助 P.33~P.36

※該当市町村のみ

沿岸市町村では、恒久住宅へ移り住む場合に引越に要する費用を補助している場合があります。被災元又は、再建先の市町村へお問い合わせください。

半壊 **半** と一部損壊 **損** の方へ

一般公営住宅への入居を希望の方は、下記のお問い合わせ先に御連絡ください。

県営住宅は、定期募集を行っています(原則5月、7月、9月、11月、3月)。
市町村営住宅は、それぞれの市町村の窓口にお問い合わせください。

- 入居申込期間は、県又は市町村広報紙等でお知らせします。

お問合せ先

県 営 住 宅：(一財)岩手県建築住宅センター

0120-208-201(通話料無料)・019-623-4414

市町村営住宅：各市町村住宅担当課 (P.38)

被災者生活再建支援金【基礎支援金】

震災により居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害の程度と、再建方法に応じて支援金が支給されます。

<基礎支援金>

	全壊等	大規模半壊
複数世帯	100万円	50万円
単数世帯	75万円	37.5万円

※ 半壊又は敷地被害が生じ、やむを得ない事由で解体した場合は、全壊に含まれます。また、複数世帯、単数世帯は、震災時にお住まいの世帯で区分されます。

● 申請期限

○令和2年（2020年）4月10日までで全ての市町村での受付を終了しています。

※ 申請期限は、被災地における危険な状況の継続、その他やむを得ない事情により期限内に申請することができないと認められるときは、1年を超えない範囲で繰り返し再延長することができることとされています。

● 支給時期

申請後、審査を経て支給されます。

災害公営住宅への入居

県及び市町村では、震災により住宅を失い自力での住宅再建が難しい方で、現に住宅に困窮している方を対象に、災害公営住宅を建設しています。

- 建設場所、建設戸数、入居開始時期

岩手県のホームページより確認いただけます。

<https://www.pref.iwate.jp/>

災害公営住宅

で検索

災害公営住宅の入居基準等

県営住宅の場合は、次のとおりです。

詳しくは、各災害公営住宅の募集要項を御確認ください。

● 入居者資格（1～4の全ての要件を満たす必要があります。）

1 次のいずれかを満たす者であること。

- ① 震災により住宅を滅失した者（全壊、全焼、全流失又は大規模半壊・半壊であって解体を余儀なくされた者）

※入居資格審査の際に、罹災証明書の写し等、証明できる書類の提出が求められます。

- ② 震災により住宅の損傷の程度が一部損壊であって、修繕や補修では住宅の機能を回復することができないとされ解体を余儀なくされた者

※入居資格審査の際に、罹災証明書の写し等、証明できる書類の提出が求められます。

- ③ 震災により賃借した住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なくなり住宅を失った者

※入居資格審査の際に、賃借した住宅から自己都合によらず退去したことを証明できる書類の提出が求められます。

- ④ 震災の復興に伴い実施される国で定める事業（都市計画事業など）の実施に伴い移転を余儀なくされた者

※入居資格審査の際に、国で定める事業により自己の所有する住宅の移転を余儀なくされたことを証明できる書類の提出が求められます。

2 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※入居資格審査の際に、応急仮設住宅（みなし仮設住宅）等に移住し、現に住宅に困窮していることを証する書類の提出が求められます。

3 暴力団員が申込世帯にいないこと。

※入居資格審査の際に、岩手県警察本部に照会します。

4 県営住宅の明渡し処分から2年経過し、かつ、家賃等滞納債務がないこと。

※内陸部の災害公営住宅を希望される方については、月収（公営住宅法で定める収入月額）が15万8,000円以下（裁量世帯については21万4,000円以下）であることが必要となります。

※上記のほか、市町村ごとに要件を追加する場合があります。

● 入居者募集

- (1) 募集は、災害公営住宅の完成後速やかに入居できるよう完成前に実施します。
- (2) 入居しようとする世帯構成に応じ、応募できる部屋の間取りを区分します。
- (3) 障がい者、高齢者、母子世帯等について、優先的に入居できるよう配慮します。

内陸災害公営住宅

県が平成30～令和2年度に整備を予定している、内陸災害公営住宅への入居を御希望の方は、左記の災害公営住宅入居者資格に加え、以下の条件を満たしていることが要件となります。

- ・ これまでの意向調査等において、沿岸市町村に戻る意向を示していないこと。
- ・ 沿岸市町村の災害公営住宅に応募又は入居希望していないこと。
- ・ 防災集団移転促進事業等により市町村が整備する宅地の取得を希望していないこと。

6 家の建築購入をお考えの方

<り災証明をお持ちの方が対象です>

※なお、生活再建住宅支援事業の「宅地復旧」については、り災証明は不要です。

検討

契約

生活再建なんでも相談 P.5~P.6

・現在の収入と生活状況で、どれぐらいの家を建てられるか知りたい

被災者生活再建支援金 【基礎支援金】 P.13

全 解 長 大 県外

住宅の被害程度に応じて支給
支給時期: 申請後

被災者生活再建支援金 【加算支援金】 P.19,P20

全 解 長 大 県外

住宅の再建方法に応じて支給
支給時期: 契約書の写しを添付し申請後

検討時期

- ・生活再建住宅支援事業
- ・被災者住宅再建支援事業

各事業について各市町村のご担当者にご相談ください。

災害復興住宅融資 P.29

全 解 大 半 県外

被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資(新築・中古住宅購入、補修)
期限: 2021年3月31日まで

り災判定区分

- 全** 全壊（残存） **大** 大規模半壊 **半** 半壊 **損** 一部損壊
解 全壊（滅失）・解体・居住不能（宅地被害） **長** 長期避難
県外 県外で被災し、岩手県内にお住まい予定の方

R2.4月現在

建築・購入

生活

生活再建住宅支援事業 P.21～P.24

利子補給 **解** **県外** バリアフリー **解** **県外** 県産材使用 **解** **県外** 宅地復旧 **解** **全** **大** **半** **損**
支給時期：建築購入後・復旧工事完成後

被災者住宅再建支援事業 P.24

全 **解** 県内で被災し、県内に自宅を建設又は購入する場合に支給
支給時期：建設購入後

住まいの復興給付金・すまい給付金制度 P.25、P.26

解 **県外** 消費税率の引上げに伴い、住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増税分を給付
期限：引渡し日から1年以内

引越し費用補助 P.33～P.36

※該当市町村のみ

応急・みなし仮設住宅の
退去手続
P.4

沿岸市町村では、恒久住宅へ移り住む場合に引越しに要する費用を補助している場合があります。被災元又は再建先の市町村へお問い合わせください。

被災者生活再建支援金【加算支援金】

震災により居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、再建方法に応じて支援金が支給されます。

<加算支援金>

	建設・購入
複数世帯	200万円
単身世帯	150万円

- ※ 加算支援金は、基礎支援金を受給している世帯において、新しく住宅を建設・購入する場合支給されます。
- ※ 賃貸で加算支援金の支給を受けた方が、その後、建設・購入を行う場合は、1回目に申請した額との差額を再度申請することができます。

● 申請期限

○令和3年（2021年）4月10日まで

野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市

※ その他の市町村は、令和2年4月10日までに終了しております。

※ 申請書が期限までに市町村・県を経由して(公財)都道府県センターまで送付されていること。

※ 申請期限は、被災地における危険な状況の継続、その他やむを得ない事情により期限内に申請することができないと認められるときは、一年を超えない範囲で繰り返し再延長することができることとされています。

● 支給時期

新しい住宅の建設・購入の契約後※に支給されます

※（支給の時期については、各市町村担当課に（P.33～P.36）お問い合わせください）

生活再建住宅支援事業(利子補給)

住宅が被災された方で、新たに住宅を建設・購入・補修・改修した方については、新旧の住宅ローンの利子について補助があります。

<補助額>

対象	対象借入れ 上限額	金利補助額	申請期限
建築・購入 (※1)	1,460万円	当初5年間の 利子相当額 (金利上限2%)	令和2年度 ※3
被災した住宅の 既存住宅ローン (※2)	—	既存ローン5年分の利子 相当額を一括補助 (新規借入れ額が上限)	令和2年度 ※3

※1 住宅金融支援機構からの借入れは対象外となります。

※2 新たに自宅を建設又は補修・回収するために借入れを行った場合に限りです。

※3 県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

● 支給時期

建設・購入後に支給されます

お問合せ：各市町村担当課 (P.33~P.36)

生活再建住宅支援事業(バリアフリー対応)

震災により住宅を滅失(やむを得ず解体した場合や居住不能の場合を含む。)した方が、県内にバリアフリー基準を満たす自宅を建設又は購入する場合、補助が受けられます。

※ り災証明等や、バリアフリー基準を満たしていることの証明書、登録住宅性能評価機関が発行した書類(手数料がかかります。)等が必要となります。

バリアフリー対応経費(住宅性能評価基準等級3以上)

延べ床面積75㎡未満	: 40万円
延べ床面積75㎡以上120㎡未満	: 60万円
延べ床面積120㎡以上	: 90万円

- 事業の実施期間

令和2年度まで

※県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

- 支給時期

建設・購入後に支給されます

(詳しくは各市町村にお問い合わせください)

お問い合わせ：各市町村担当課(P.33~P.36)

生活再建住宅支援事業(県産材の使用)

震災により住宅を滅失（やむを得ず解体した場合や居住不能の場合を含む。）し自宅を建設又は購入する場合、県産材を使用すると補助が受けられます。

<補助額(定額)>

県産木材使用経費	使用量10m ³ 以上20m ³ 未満	: 20万円
	使用量20m ³ 以上30m ³ 未満	: 30万円
	使用量30m ³ 以上	: 40万円

- 事業の実施期間
令和2年度まで
※県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。
- 支給時期
建設・購入後に支給されます

お問い合わせ：各市町村担当課（P.33～P.36）

生活再建住宅支援事業(宅地復旧)

被災した宅地の所有者等が、被災宅地の復旧工事を行う場合に、補助が受けられます。

<補助額>

復旧費用の1/2(最大200万円)

- 対象
のり面の保護、排水施設の設置、地盤の補強及び整地、擁壁の設置及び補強（旧擁壁の除去を含む）、地盤調査及び設計調査等に要する経費
※ 20万円以上の復旧工事に限ります。

● 事業の実施期間

2020年度まで

※県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

● 支給時期

復旧工事完成後に支給されます。

※ 補助額は、市町村により認められた復旧費用が対象となります。

お問い合わせ：各市町村担当課（P.33～P.36）

被災者住宅再建支援事業

県内に自宅を建設又は購入する場合に、補助が受けられます。

<補助額>

複数世帯：100万円

単身世帯：75万円

※ 建設又は購入する住宅の所在する市町村により、補助額が異なる場合があります。

● 対象

震災により岩手県内の自宅が全壊又は半壊解体し、被災者生活再建支援金の「基礎支援金」及び「加算支援金」（建設・購入）を受給している世帯主の方

● 事業の実施期間

令和2年度まで

※県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

● 支給時期

建設・購入後に支給されます

お問い合わせ：各市町村担当課（P.33～P.36）

住まいの復興給付金制度

被災した住宅の被災時の所有者が、引き上げ後の消費税率が適用される期間に新たに住宅を建築・購入し、その住宅に居住している場合に、消費税の増税分の給付を受けることができます。

<補助の内容>

新築住宅を「建築・購入」、又は中古住宅を「購入」した場合

● 補助の対象となる方（以下の全てを満たす方）

- ① 被災住宅を所有していたこと
- ② 再取得住宅を所有していること
- ③ 再取得住宅に居住していること

※ ①～③の要件すべてを満たしていない場合であって、各要件を有する者が共同で申請する場合、給付を受けることができます。その場合、再取得住宅の所有者である代表1名が代表申請者となり、給付金を受領できます。

<給付申請額>

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{再取得住宅の床面積}} \times \boxed{\text{給付単価8,550円}} \times \boxed{\text{再取得住宅の持分割合}} \\ \text{(最大175㎡まで)} \quad \text{(消費税率10\%の場合)} \\ \\ = \boxed{\text{給付申請額}} \end{array}$$

● 住まいの復興給付金ホームページ

<http://fukko-kyufu.jp>

お問合せ先

住まいの復興給付金事務局

コールセンター 0120-250-460 (通話料無料)

※フリーダイヤルがつかない場合

022-745-0420

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を含む）

※ 住まいの復興給付金の対象外であっても、「すまい給付金」の対象となる可能性があります。

詳しくは

すまい給付金のホームページ <http://sumai-kyufu.jp/>

すまい給付金事務局 0570-064-186

7 民間賃貸アパートへのお住まいをお考えの方

検討

契約

生活再建なんでも相談 P.5~P.6

被災者生活再建支援金
【基礎支援金】P.13

全 解 長 大 県外

住宅の被害程度に応じて支給

被災者生活再建支援金
【加算支援金】

全 解 長 大 県外

※詳細については下記を参照
住宅の再建方法に応じて支給
支給時期: 契約書の写しを添付し申請後

被災者生活再建支援金【加算支援金】

震災により居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、再建方法に応じて支援金が支給されます。

<加算支援金>

	賃貸
複数世帯	50万円
単身世帯	37.5万円

※ 加算支援金は、基礎支援金を受給している世帯において、新しく住宅を貸借する場合支給されます。

● 申請期限

○令和3年(2021年)4月10日まで

野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市

※ その他の市町村は、令和2年4月10日までに終了しております。

※ 申請書が期限までに市町村・県を經由して(公財)都道府県センターまで送付されていること。

※ 申請期限は、被災地における危険な状況の継続、その他やむを得ない事情により期限内に申請することができないと認められるときは、1年を超えない範囲で繰り返し再延長することができることとされています。

● 支給時期

新しい住宅の賃貸借契約後に支給されます。

(支給の時期については、各市町村担当課(P.33~P.36)にお問い合わせください。)

り災判定区分

- 全** 全壊（残存） **大** 大規模半壊 **半** 半壊 **損** 一部損壊
解 全壊（滅失）・解体・居住不能（宅地被害） **長** 長期避難
県外 県外で被災し、岩手県内にお住まい予定の方

R2.4月現在

入居

生活

応急・みなし仮設住宅の
退去手続
P.4

引越し費用補助 P.33～P.36

※該当市町村のみ

沿岸市町村では、恒久住宅へ移り住む場合の引越に要する費用を補助している場合があります。被災元又は再建先の市町村へお問い合わせください。

8 お金を借りる場合

災害復興住宅融資

これから融資を受ける方へ

被災した住宅を補修、再建又は購入する場合や、宅地を復旧する場合に、住宅金融支援機構からの融資を受けることができます。

● 融資の対象となる方

	対象被害程度	基本融資限度額
建設	「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」(り災証明の交付が必要)	(建設資金) 1,680万円 (土地取得) 970万円
購入		2,650万円
補修	住宅に10万円以上の被害を受けた場合(り災証明の交付が必要)	740万円
整地資金	建設・補修時に、宅地を整地する場合	450万円

※ 建設・購入の場合、基本融資の他に特例加算を利用することが可能です。

お問い合わせ先

復旧工事を行う宅地が所在する住宅金融支援機構
お客様コールセンター 災害専用ダイヤル

0120-086-353 (通話料無料)

048-615-0420

災害援護資金

震災により住居や家屋に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、限度額の範囲内で無利子（※1）又は低利子で生活資金等を借り入れることができます。

償還期間は13年（※2）です。

※1 保証人なしで市町村が貸付けを行った場合、年利1.5%です。

※2 当初6年（特別な場合は8年）は無利子で、償還は不要です。

※3 所得制限があります。また、審査の結果ご希望に添えかねることがありますので、市町村に直接ご相談ください。

<貸付限度額>

負傷の有無	負傷の有無	貸付限度額
世帯主に1か月以上の負傷がある場合	①当該負傷のみ	150万円
	②家財の3分の1以上の損害	250万円
	③住居の半壊	270万円
	④住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	①家財の3分の1以上の損害	150万円
	②住居の半壊	170万円
	③住居の全壊（④の場合を除く）	250万円
	④住居の全壊の滅失又は流失	350万円

- 申請期間：令和3年3月31日まで

お問合せ先：被災の際に居住していた市町村（P.38）

9 生活設計スケジュール

今後の生活・住まいを検討し、実現するためにスケジュールをたてましょう。

記載例（建築を考えている場合）

年・月	今後の予定	備考
H29.11 H29.12	PF相談申込み FP相談	
H30.1	資金計画確定 融資相談	
H30.1	生活再建住宅支援事業について 市町村に相談 (利子補給、バリアフリー等)	→ 支給時期は建築購入後
H30.2 H30.8	建築の契約（契約金の支払） 加算支援金申請 着工（着工時払）	
H30.10	上棟（上棟時払）	
H30.10	市に 引越し費用補助について聞く	
H30.12	住宅完成 引渡し（最終払）	
H31.1	応急仮設住宅退去 (手続き) 引渡し	
H31.2	被災者住宅再建支援事業申請	→ 支給時期は建築購入後

年・月	今後の予定	備考



住宅再建のための市町村窓口相談

市町村ごとの相談窓口を一覧にしました。
支給額や支給方法等、制度の詳細を確認する際に御活用ください。

※担当部署、電話番号及び内線番号は、令和2年度のものです。

宮古市

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
基礎支援金・加算支援金	福祉課 生活福祉係 0193-68-9083
被災者住宅再建支援事業	福祉課 生活福祉係 0193-68-9083
生活再建住宅 支援事業	宅地復旧・造成等 都市計画課 復興調整係 0193-68-9105
	利子補給・バリアフリー・県産材使用 建築住宅課 0193-68-9107
移転費用	環境生活課 被災者支援室 0193-68-9109
応急仮設住宅退去	建築住宅課 住宅担当 0193-68-9107
地域材利用住宅推進事業	農林課 林政係 0193-68-9097
太陽光発電設備設置	環境生活課 環境保全係 0193-68-9079

山田町

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
基礎支援金・加算支援金	復興企画課 被災者再建支援室 0193-82-3111 (373)
被災者住宅再建支援事業	復興企画課 被災者再建支援室 0193-82-3111 (373)
生活再建住宅支援事業 (補修、耐震化、バリアフリー、県産材使用、宅地復旧、利子補給等)	復興企画課 被災者再建支援室 0193-82-3111 (372、373)
移転費用	復興企画課 被災者再建支援室 0193-82-3111 (373)
応急仮設住宅退去	建築住宅課 0193-82-3111 (344)

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
浄化槽設置	上下水道課 下水道チーム下水庶務係 0193-82-3111（255、256）
太陽光発電設備設置	復興企画課 政策推進係 0193-82-3111（363）

大槌町

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
基礎支援金・加算支援金	コミュニティ総合支援室 0193-42-8718
被災者住宅再建支援事業	コミュニティ総合支援室 0193-42-8718
生活再建住宅支援事業 （補修、耐震化、バリアフリー、県産材使用、宅地復旧、利子補給等）	コミュニティ総合支援室 0193-42-8718
移転費用	コミュニティ総合支援室 0193-42-8718
応急仮設住宅退去	コミュニティ総合支援室 0193-42-8718
水道工事	上下水道課 0193-42-8719
町産材利用	産業振興課 0193-42-8717

釜石市

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
基礎支援金・加算支援金	地域福祉課 0193-22-0177
被災者住宅再建支援事業	復興推進本部 生活支援室 0193-22-2111
生活再建住宅支援事業 （補修、耐震化、バリアフリー、県産材使用、宅地復旧、利子補給等）	復興推進本部 生活支援室 0193-22-2111
移転費用	復興推進本部 生活支援室 0193-22-2111（436）
応急仮設住宅退去	復興推進本部 生活支援室 0193-22-8253

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
市産材利用	産業振興部 0193-22-2111（302）
浄化槽設置	建設部 下水道課 0193-22-1061
新エネルギー等導入	市民生活部 環境課 0193-22-2111（223）

大船渡市

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
基礎支援金・加算支援金	地域福祉課 生活支援係 0192-27-3111（184）
被災者住宅再建支援事業	地域福祉課 生活支援係 0192-27-3111（184）
生活再建住宅 支援事業 宅地復旧・造成等 利子補給	住宅公園課 住宅建築係 0192-27-3111（322）
	住宅公園課 庶務係 0192-27-3111（327）
移転費用	住宅公園課 庶務係 0192-27-3111（327）
応急仮設住宅退去	住宅公園課 庶務係 0192-27-3111（328）
地域材利用	農林課 林業係 0192-27-3111（7127）
浄化槽設置	下水道事業所普及係 0192-27-3111（197）
水道工事	水道事業所、簡易水道事業所 0192-27-3111（205）
太陽光発電設備設置	企画調整課企画係 0192-27-3111（214）

陸前高田市

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
基礎支援金・加算支援金	被災者支援室 0192-54-2111（135）
被災者住宅再建支援事業	被災者支援室 0192-54-2111（135）
独自の建設購入費補助	被災者支援室 0192-54-2111（135）
生活再建住宅支援事業 （補修、耐震化、バリアフリー、県産材使用、宅地復旧、利子補給等）	被災者支援室 0192-54-2111（135）
移転費用	被災者支援室 0192-54-2111（135）
応急仮設住宅退去	建設課 住宅推進係 0192-54-2111（402、403）
地域材利用	農林課 林政係 0192-54-2111（471）
道路工事	建設課 道路河川係 0192-54-2111（405）
水道工事	被災者支援室 0192-54-2111（135）
浄化槽設置	都市計画課 下水道係 0192-54-2111（307）
排水設備設置	都市計画課 下水道係 0192-54-2111（307）
新エネルギー等導入 （太陽光等発電設備・木質バイオマス燃料ストーブ）	まちづくり推進課生活環境係 0192-54-2111（287）

関係連絡先一覧

県の機関

岩手県（代表） 復興局 生活再建課	岩手県盛岡市内丸10-1	019-651-3111 019-629-6926
盛岡広域振興局（代表） 経営企画部 県税部 保健福祉環境部	岩手県盛岡市内丸11-1	019-651-3111 019-629-6507 019-629-6536 019-629-6565
県南広域振興局（代表） 経営企画部 県税部	奥州市水沢区大手町1-2	0197-22-2811 0197-22-2812 0197-22-2821
保健福祉環境部	奥州市水沢区大手町5丁目5	0197-22-2831
花巻県税センター 花巻保健福祉環境センター	花巻市花城町1番41号	0198-22-4912 0198-22-4921
一関県税センター 一関保健福祉環境センター	一関市竹山町7-5	0191-26-1420 0191-26-1415
沿岸広域振興局（代表） 経営企画部 経営企画部県税室 保健福祉環境部	釜石市新町6-50	0193-25-2717 0193-25-2701 0193-25-2703 0193-25-2702
大船渡地域振興センター 大船渡地域振興センター県税室 大船渡保健福祉環境センター	大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9911 0192-27-9912 0192-27-9913
宮古地域振興センター 宮古地域振興センター県税室 宮古保健福祉環境センター	宮古市五月町1-20	0193-64-2211 0193-64-2212 0193-64-2218
県北広域振興局（代表） 経営企画部 経営企画部県税室 保健福祉環境部	久慈市八日町1-1	0194-53-4981 0194-53-4981 0194-53-4986 0194-53-4987
二戸地域振興センター 二戸地域振興センター県税室 二戸保健福祉環境センター	二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9201 0195-23-9254 0195-23-9202

市町村(代表番号)

盛岡市	019-651-4111	紫波町	019-672-2111
宮古市	0193-62-2111	矢巾町	019-697-2111
大船渡市	0192-27-3111	西和賀町	0197-82-2111
花巻市	0198-24-2111	金ヶ崎町	0197-42-2111
北上市	0197-64-2111	平泉町	0191-46-2111
久慈市	0194-52-2111	住田町	0192-46-2111
遠野市	0198-62-2111	大槌町	0193-42-2111
一関市	0191-21-2111	山田町	0193-82-3111
陸前高田市	0192-54-2111	岩泉町	0194-22-2111
釜石市	0193-22-2111	田野畑村	0194-34-2111
二戸市	0195-23-3111	普代村	0194-35-2111
八幡平市	0195-74-2111	軽米町	0195-46-2111
奥州市	0197-24-2111	野田村	0194-78-2111
滝沢市	019-684-2111	九戸村	0195-42-2111
雫石町	019-692-2111	洋野町	0194-65-2111
葛巻町	0195-66-2111	一戸町	0195-33-2111
岩手町	0195-62-2111		

社会福祉協議会

岩手県社会福祉協議会	019-637-4466	岩手町社会福祉協議会	0195-62-3570
盛岡市社会福祉協議会	019-651-1000	紫波町社会福祉協議会	019-672-3258
宮古市社会福祉協議会	0193-64-5050	矢巾町社会福祉協議会	019-611-2840
大船渡市社会福祉協議会	0192-27-0001	西和賀町社会福祉協議会	0197-85-3225
奥州市社会福祉協議会	0197-25-6158	金ヶ崎町社会福祉協議会	0197-44-6060
花巻市社会福祉協議会	0198-24-7222	平泉町社会福祉協議会	0191-46-5077
北上市社会福祉協議会	0197-64-1212	住田町社会福祉協議会	0192-46-2300
久慈市社会福祉協議会	0194-53-3380	大槌町社会福祉協議会	0193-41-1511
遠野市社会福祉協議会	0198-62-8459	山田町社会福祉協議会	0193-82-3841
一関市社会福祉協議会	0191-23-6020	岩泉町社会福祉協議会	0194-22-3400
陸前高田市社会福祉協議会	0192-54-5151	田野畑村社会福祉協議会	0194-33-3025
釜石市社会福祉協議会	0193-24-2511	普代村社会福祉協議会	0194-35-2100
八幡平市社会福祉協議会	0195-74-4400	軽米町社会福祉協議会	0195-46-2881
二戸市社会福祉協議会	0195-25-4959	洋野町社会福祉協議会	0194-65-5360
滝沢市社会福祉協議会	019-684-1110	野田村社会福祉協議会	0194-71-1414
雫石町社会福祉協議会	019-692-2230	九戸村社会福祉協議会	0195-41-1200
葛巻町社会福祉協議会	0195-68-7161	一戸町社会福祉協議会	0195-33-3385

我が家の復興計画作成のしおり

令和2年度発行

編集・発行 岩手県復興局生活再建課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
TEL.019-629-6926(代表) FAX.019-629-6944
岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/index.html>